

## 変更届および廃業・資格辞退

(注意事項)

- 1 変更届および廃業・資格辞退は、持参または郵送により下記提出先へ提出してください。受理した日が受付日となり、同日付けで登録内容が変更になります。なお、不足書類がある場合は、すべての必要書類を受理した日が受付日となります。
- 2 複数の資格を有する場合も、変更届の提出部数は1部です。また、企業局および病院局への提出は不要です。
- 3 建設業許可およびその他許可・登録等の単なる更新は、更新済の許可証等の写しのみ提出してください。(変更届不要)
- 4 合併・営業譲渡等の届出、個人事業所の代表者の変更および個人から法人への移行については、『合併等による競争入札参加資格の継承』をご覧ください。

(提出先)

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市財務部調度課 電話0138-21-3515

(提出部数) ○:1部 ●:4部 △:受任先設置の場合に1部 ※:『摘要』に該当する場合に1部

	変更届	辞退届	使用印鑑届	年間委任状	特定関係調査	技術者名簿	登記事項証明書(写し可) ※6	印鑑証明書(写し可)	建設業許可通知書(写し)	建設業許可申請書別紙二 (営業所一覧表)(写し)	受任先・連絡先の外観写真 (事業所の看板を確認できるもの)	消除(廃業)通知書(写し)	摘要
提出書類  変更事項													
商号または名称	○	●	△				○	○					
組織(有→株)	○	●	△				○	○	○				
代表者	○			△			○						・代表者氏名のフリガナを記入
所在地(本店)	○						○						・郵便番号を記入
所在地(受任先)	○									※1	※2		・郵便番号を記入 ※1 建設工事の受任先を変更する場合に提出
所在地(連絡先)	○										※2		※2 建設工事・コンサルの受任先・連絡先を函館市内に移設または新設する場合に提出
受任者	○			○									
資本金	○						○						
実印	○							○					
使用印	○	●											
電話・FAX番号(本店・受任先・連絡先)	○												
特定関係業者	○				○								
技術者(道内分)	○					○							・技術者名簿は、変更後の道内技術者全員分を提出
廃業・資格辞退		○								※3	※4	※5	※3 建設業許可を受けている工種の全部または一部を廃業する場合に提出(受任先を設置している場合は※4についても提出) ※5 測量・コンサル業務の許可業種等を消除(廃業)する場合に提出
建設工事	許可換え	○								○			
	許可業種・区分	○								○			
	単なる許可の更新									○			・変更届は不要
建設工事以外の許可および登録等の更新													・更新済許可証等の写しのみ提出

※6 法務局が発行する「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」(写し可)